



### 苦情解決の申し出の方法

建築士事務所の業務に対して苦情を申し出される建築主及びその他の関係者の方は、苦情相談申込書を本協会事務局に提出していただきますと、本協会から面接日時を通知しますので、その時間においていただきます。専門の建築士が相談に応じます。

なお、係争中のものなど内容によっては対応できないものがありますので、「建築士事務所業務に対する苦情の申出に あたっての注意事項」をよくご覧の上申し込まれますようお願いいたします。

また、本協会に電話又はFAXでご連絡いただければ、申込書及び注意事項をFAX等でお送りいたします。

(社)群馬県建築士事務所協会

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町2-23-7  
 TEL 027-255-1333 FAX 027-255-1066  
 E-mail sekkei-g@vega.ocn.ne.jp